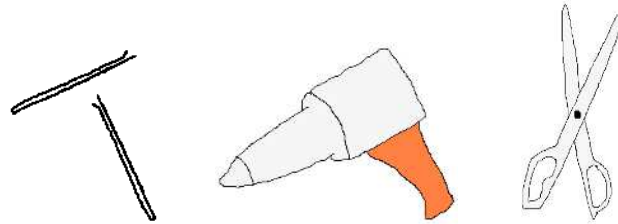


美容所のてびき



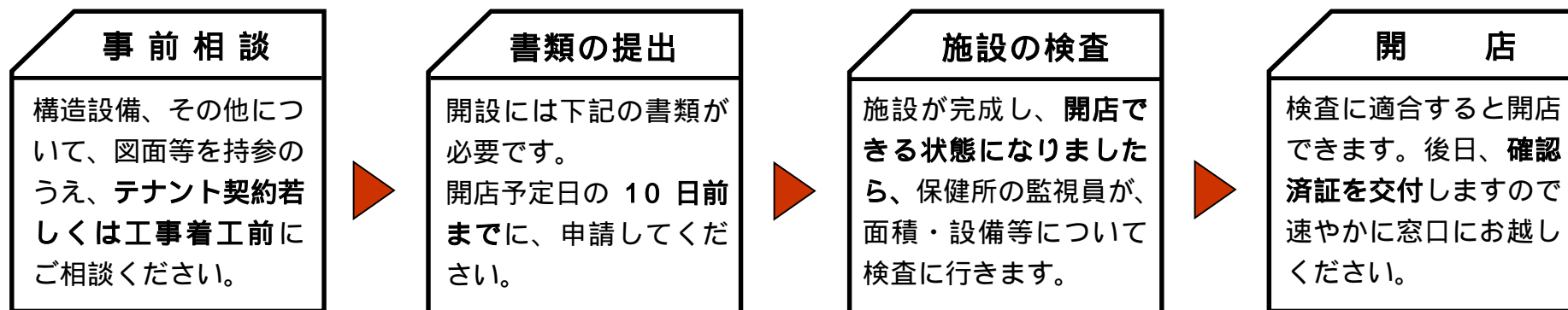
世田谷区世田谷保健所
生活保健課 環境衛生施設係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

電話 03(5432)2904

FAX 03(5432)3054

美容所開設までの手続き



施設が未完成、又は設備が整っていない場合は再検査となり、開設予定日に開設ができない場合があるのでご注意ください。

開設時に必要な書類等

美容所開設届

構造及び設備の概要

- ❖ 施設の平面図 寸法が判断できるもの
- ❖ 付近の見取り図

従業員名簿

- ❖ 美容師免許証（本証提示）
- ❖ 医師の診断書（結核および伝染性皮膚疾患の有無が記載された、診断から 3 か月以内のもの）
- ❖ 管理美容師の講習修了証（本証提示）：美容師が 2 名以上いる場合

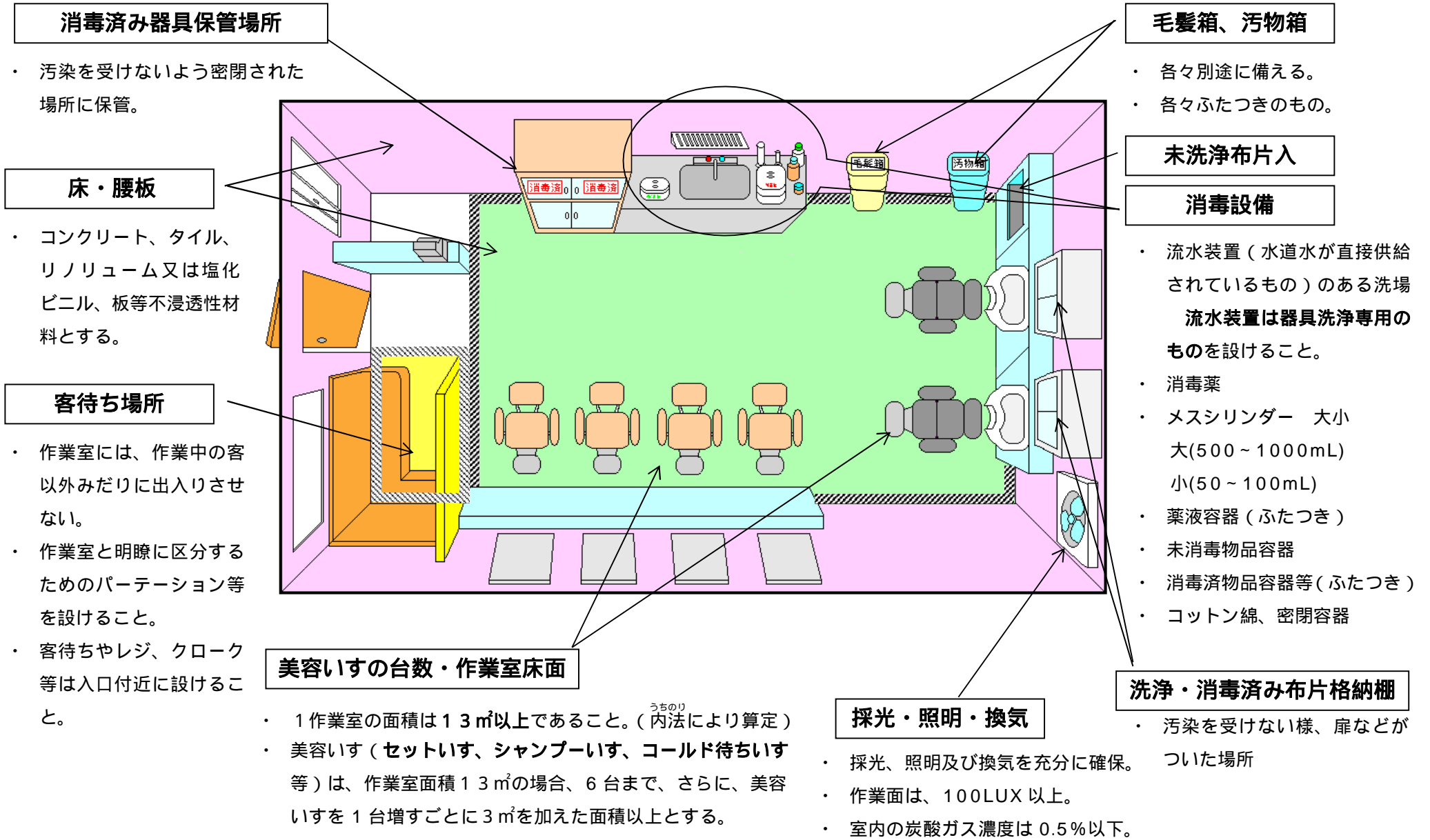
開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（発行から 6 か月以内のもの。写しを提出する場合は窓口にて原本と照合します。）

開設者が外国人の場合：住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り）

美容所検査手数料（24,000 円）

確認済証の郵送を希望する場合は、送付先を記入したレターパックプラス（赤色・対面受取りでの配達用）をご用意ください。

(例)美容所 構造設備概要



消毒済み器具保管場所

- ・ 汚染を受けないよう密閉された場所に保管。

毛髪箱、汚物箱

- ・ 各々別途に備える。
- ・ 各々ふたつきのもの。

床・腰板

- ・ コンクリート、タイル、リノリューム又は塩化ビニル、板等不浸透性材料とする。

未洗浄布片入

消毒設備

- ・ 流水装置（水道水が直接供給されているもの）のある洗場
流水装置は器具洗浄専用のものを設けること。
- ・ 消毒薬
- ・ メスシリンダー 大小
大(500～1000mL)
小(50～100mL)
- ・ 薬液容器（ふたつき）
- ・ 未消毒物品容器
- ・ 消毒済物品容器等（ふたつき）
- ・ コットン綿、密閉容器

客待ち場所

- ・ 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- ・ 作業室と明瞭に区分するためのパーテーション等を設けること。
- ・ 客待ちやレジ、クローク等は入口付近に設けること。

美容いすの台数・作業室床面

- ・ 1作業室の面積は13㎡以上であること。（内法により算定）
- ・ 美容いす（セットいす、シャンプーいす、コールド待ちいす等）は、作業室面積13㎡の場合、6台まで、さらに、美容いすを1台増すごとに3㎡を加えた面積以上とする。

採光・照明・換気

- ・ 採光、照明及び換気を十分に確保。
- ・ 作業面は、100LUX以上。
- ・ 室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下。

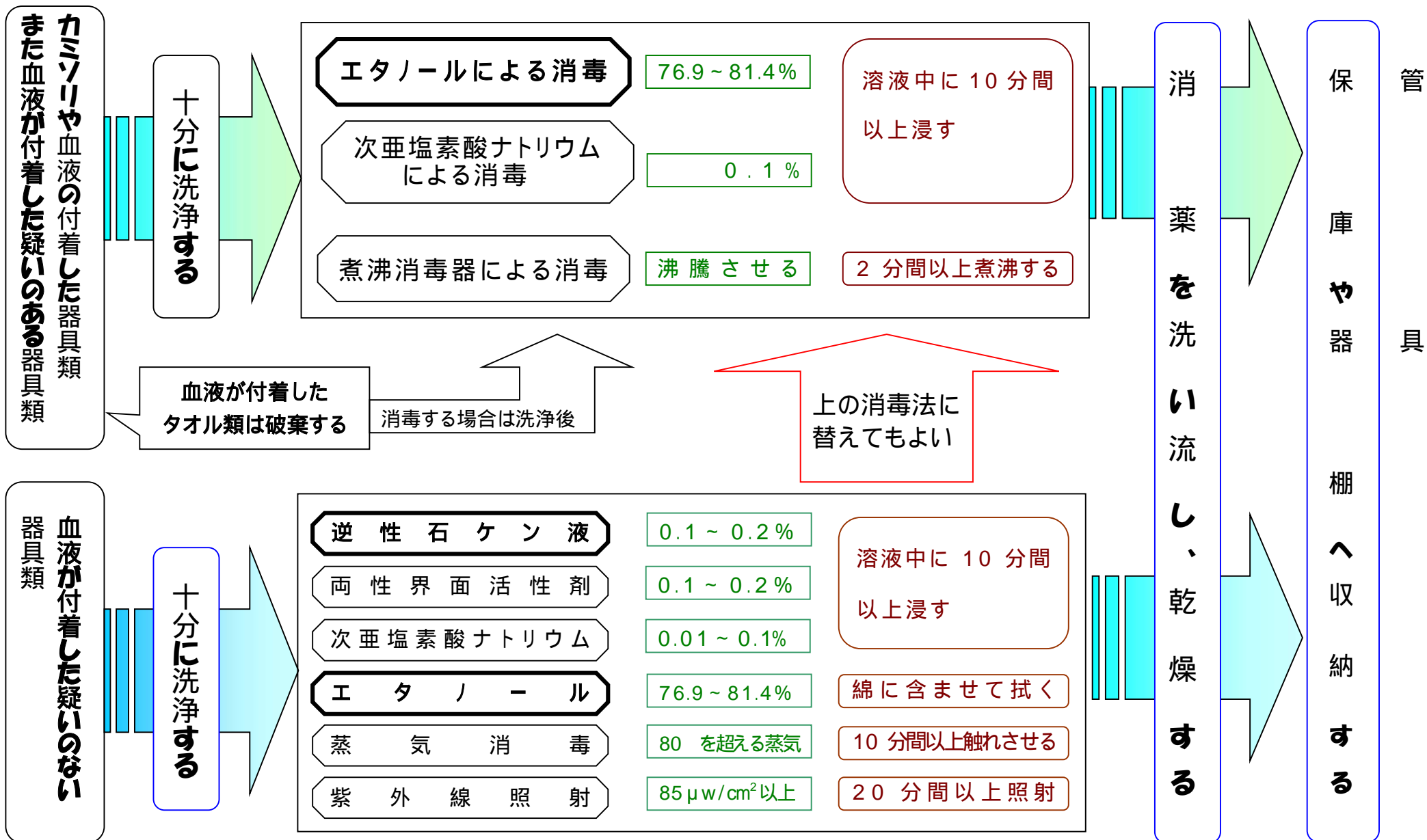
洗浄・消毒済み布片格納棚

- ・ 汚染を受けない様、扉などがついた場所

美容所の届出手続きについて
 ~ 下記のような場合には届出が必要になります ~

届出内容例	必要書類等
<p>◆ 新規開設届</p> <p>✕ 新規施設を開設する。</p> <p>✕ 開設者を変更する。(開設者地位を承継した場合を除く)</p> <p>✕ 施設を移転する。(仮店舗含む)</p> <p>✕ 施設を大規模に増改築する。</p>	<p>* 前頁「開設時に必要な書類等」を参照</p>
<p>◆ 変更届</p> <p>✕ 開設者氏名・住所を変更した。</p> <p>✕ 法人代表者等を変更した。</p> <p>✕ 施設名称を変更した。</p> <p>✕ 構造設備を変更(小規模な増改築・いすの増減等)した。</p>	<p>* 変更届</p> <p>* 変更した内容のわかる書類(法人の登記事項証明書、施設の平面図等)</p> <p>施設の構造設備の変更は事前に保健所に相談してください。</p> <p>規模により新規開設が必要になる場合があります。</p>
<p>◆ 従業員変更届</p> <p>✕ 従業員の新規雇用、異動、退職があった。</p>	<p>* 従業者変更届</p> <p>* 美容師免許証(本証提示)</p> <p>* 医師の診断書(結核および伝染性皮膚疾患の有無が記載された診断から3か月以内のもの)</p>
<p>◆ 承継届</p> <p>✕ 事業を譲渡した。</p> <p>✕ 開設者(個人)が死亡し、相続をした。</p> <p>✕ 法人が合併・分割した。</p>	<p>* 承継届</p> <p>* 譲渡を証する書類</p> <p>* 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し</p> <p>* 相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合)</p> <p>* 法人の登記事項証明書</p> <p>届出内容によって必要書類が異なるため、詳細はお問合せください。</p>
<p>◆ 廃止届</p> <p>✕ 営業をやめた。</p>	<p>* 廃止届</p> <p>* 確認済証</p>

器具類の洗浄と消毒方法



消毒薬の取り換え頻度は、エタノール水溶液、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石ケン、両性界面活性剤を毎日取り換えること。

消毒薬の希釈の方法

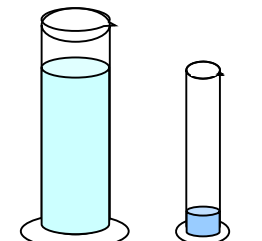
市販されている消毒薬は、1種類の濃度の製剤ではなく、数種類あります。元の濃度が何%であるか確認しておく必要があります。

例　ベンザルコニウム塩化物液（逆性石ケン液 10%）より、0.2%液 1 リットル（1000 m）を作るとき、使用する原液の必要量（X m）は

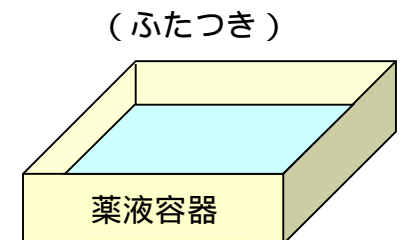
$$\frac{(10/100) \times X}{1000} \times 100 = 0.2$$

$$X = 0.2 \times 1000 \div 10 = 20$$

従って、ベンザルコニウム塩化物液
20m に水 980m を加えて作ります。



メスシリンダー
水計量用（大）と
薬液計量用（小）



美容所の衛生管理

作業衣の着用等	(1) 清潔な作業衣を着用すること。 (2) 顔面作業の際はマスクを使用すること。 (3) 身体は常に清潔に保つこと。
器具、布片等の取扱い	(1) 皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと。 (2) 皮膚に接する布片は客 1 人ごとに取り替え、皮膚に接する器具は客 1 人ごとに消毒すること。 (3) 首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は客 1 人ごとに廃棄すること。 (4) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。 (5) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。 (6) 客の皮膚に接しない器具で、客 1 人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。 (7) 消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つこと。
所内の清潔	(1) 所内は常に清潔に保つこと。 (2) 洗髪をする場合は、洗髪器を常に清潔に保つこと。
従業者の健康管理	(1) 従業者が結核、皮膚疾患（ヒト・シタマ・疥癬等）にかかった場合、又は治癒した場合には、当該疾病に関する医師の診断書を添え保健所に届け出ること。
採光、照明、換気	(1) 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。 (300 ルクス以上が望ましい。) (2) 美容所内の空気中の炭酸ガス濃度を 5000ppm 以下に保つこと。 (炭酸ガスは 1000ppm 以下が望ましい。また、一酸化炭素は 10ppm 以下が望ましい。) 開放型の燃焼機器を使用する場合は、特に換気に注意すること。

理・美容の定義

(美容師法第2条第1項)

「美容」とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

(理容師法第1条の2第1項)

「理容」とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会に関すること

財団法人 理容師美容師試験研修センター

〒151-8602 渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8F)

Tel 03-5579-6115

経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内

Tel 03-3445-8751